

5 道 徳 教 育

1 「特別の教科 道徳」について

将来の変化を予測することが困難な時代を迎え、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくために必要な資質・能力の育成が求められており、道徳教育はこれまで以上に重要な役割を果たすことが期待されている。

道徳教育の目標を実現するためには、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ向き合う、「考え、議論する道徳」への質的な転換を図り、各学校において、児童生徒の実態に応じて、多様な創意工夫を生かした授業づくりを行う必要がある。

2 教育活動全体を通じて行う道徳教育

学習指導要領では道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを明確に示している。道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行っていくためには、次のことが大切である。

- (1) 学校としてどのような子どもを育成するのかを明らかにすること（めざす子ども像）。
- (2) (1)に迫るために、学校の教育目標との整合性を図りながら、道徳教育の重点目標を明確にすること。
- (3) (2)が道徳の内容項目のどれに相当するのかを明確にしつつ重点内容項目を設定すること。
- (4) (3)の各学年の指導の重点を明らかにすること。
 - ・道徳科の方針を明確にした年間指導計画の作成。
 - ・道徳科以外の指導で、どのような場面でどのように道徳教育を行うのかを示した、道徳教育全体計画別葉の作成。
- (5) 道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して取り組む体制が整っていること。
- (6) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導を充実すること。また、社会の持続可能な発展など、現代的な課題の解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。
- (7) 道徳科の授業を積極的に公開したり、保護者や地域の人々から学ぶ活動や、地域の伝統文化や行事への参加を生かした取組をしたり、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔広い視野で〕多面的・多角的に考え、自己の〔人間としての〕生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

(1)「道徳的諸価値について理解する」

道徳的諸価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。なお、「道徳的諸価値についての理解」には3つの側面がある。

- ・価値理解：道徳的価値を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。
- ・人間理解：道徳的価値は大切であっても実現することが難しい人間の弱さも理解すること。
- ・他者理解：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではなく、多様であるということを前提として理解すること。

指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

(2) 「自己を見つめる」

道徳科で大切なことは、児童生徒が道徳的諸価値を自分との関わりで捉えることである。

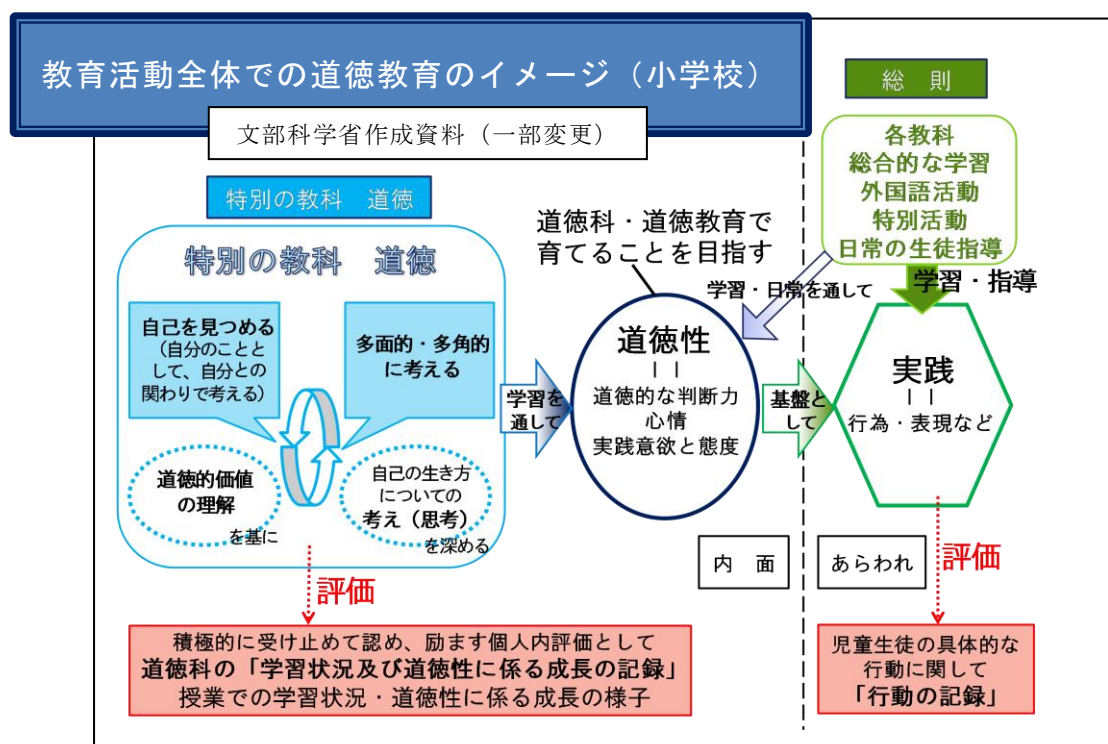
「自己を見つめる」とは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めることである。

(3) 「物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える」

児童生徒がこれから出会う様々な問題は、答えが一つであるとは限らない。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、児童生徒が多様な価値観の存在を前提にして他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

(4) 「自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」

児童生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。そして、そのことを通して、日常生活あるいは今後出会う様々な場面や、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育成していく。



4 道徳科の評価

児童〔生徒〕の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

道徳科は「道徳性を養う」という目標を掲げているが、道徳性は外からは見ることでできない内面的資質のため、道徳性が養われたかどうかを容易に判断することはできない。つまり、道徳性の評価は数値などによって評価してはならない。道徳科において評価の対象となるのは「学習状況」と「道徳性に係る成長の様子」である。道徳科の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。このことを踏まえて、道徳科における評価のポイントは以下のとおりである。

- ・学習活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取る。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行う。

- ・特に、児童生徒の道徳的価値観が多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- ・他教科における「目標に準拠した評価」ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます「個人内評価」として行う。
なお、指導要録における道徳科の評価は記述式とする。
- ・観点別評価を通じて見取ろうとすることは、妥当ではない。
- ・学習評価の妥当性、信頼性等が担保されるよう、評価は個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組織的・計画的に行われることが重要である。

5 高等学校における道徳教育

高等学校においては道徳科が設けられていないが、高等学校学習指導要領には、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うものとして明確に位置付けられている。高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育である。生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができるよう、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に各教科・科目、特別活動等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて適切な指導を行うものとしている。その際、**校長の方針の下に**、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、指導の方針や重点を明確にして、道徳教育の全体計画を作成すること、また、各教科・科目等の年間指導計画に「道徳教育の視点」を盛り込み、それを意識して指導することが大切である。小・中学校における道徳教育を踏まえつつ、就業体験やボランティア体験などの体験的な活動を重視し、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行う必要がある。

6 特別支援学校における道徳教育

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることとしているが、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、特別支援学校においては以下の3つの事項に十分配慮する必要がある。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

※特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」

また、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては、「特別の教科 道徳」が位置づけられており、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとしている。その際、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うことが大切である。